

<p>【注の見直し】</p> <p>C159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算</p>	<p>注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、液化酸素装置を使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、液化酸素装置を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>
<p>【注の見直し】</p> <p>C161 注入ポンプ加算</p>	<p>注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、呼吸同調式デマンドバルブを使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、呼吸同調式デマンドバルブを使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>
<p>【注の見直し】</p> <p>C163 間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル加算</p>	<p>注 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法若しくは在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者又は在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>注 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法若しくは在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者、在宅における鎮痛療法若しくは悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の患者又は別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>

【項目の見直し】	<p>間歇導尿用ディスポータブルカテーテル加算 600点</p>	<p>→</p>	<p>特殊カテーテル加算 1 間歇導尿用ディスポータブルカテーテル イ 親水性コーティングを有するもの 960点 ロ イ以外のもの 600点 2 間歇バルーンカテーテル 600点</p>
【注の見直し】	<p>注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇導尿用ディスポータブルカテーテルを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>→</p>	<p>注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇導尿用ディスポータブルカテーテル又は間歇バルーンカテーテルを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>
C165 経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算			
【項目の見直し】	<p>経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算 1,210点</p>	<p>→</p>	<p>在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算 1 ASVを使用した場合 3,750点 2 CPAPを使用した場合 1,100点</p>
【注の見直し】	<p>注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>	<p>→</p>	<p>注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>
【新設】	<p>(新設)</p>	<p>→</p>	<p>C168-2 携帯型精密ネブライザー加算 3,200点 注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外</p>